

○店舗型性風俗特殊営業の停止命令

(第 30 条第 1 項)

|    |                   |                  |
|----|-------------------|------------------|
| 改正 | 平成 24 年 11 月 27 日 | 平成 26 年 3 月 20 日 |
|    | 平成 28 年 6 月 23 日  | 平成 29 年 3 月 22 日 |
|    | 平成 30 年 6 月 15 日  | 令和元年 12 月 14 日   |
|    | 令和 2 年 4 月 1 日    | 令和 4 年 4 月 4 日   |
|    | 令和 5 年 7 月 13 日   | 令和 6 年 12 月 12 日 |
|    | 令和 7 年 6 月 28 日   | 令和 7 年 11 月 28 日 |

処分基準

令和 7 年 11 月 28 日作成

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 法令名      | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法) |
| 根拠条項     | 第 30 条第 1 項                     |
| 処分の概要    | 店舗型性風俗特殊営業の停止命令                 |
| 原権者(委任先) | 岡山県公安委員会                        |
| 法令の定め    | 風営適正化法施行令第 17 条(政令で定める重大な不正行為)  |
| 処分基準     | 別紙 2 のとおり                       |
| 問合せ先     | 生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室            |

別紙 2

[別紙参照]